

別添 1 木造建物〔 〕図面作成基準

(作成する図面)

第 1 条 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

(用紙及び図面)

第 2 条 図面の大きさは、原則として、日本工業規格 A 列 3 判横とする。

2 平面図は様式第 5 号の 1 により、配置図、立面図その他の図面は様式第 5 号の 2 により作成する。

(図の配置)

第 3 条 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図、断面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

(図面の縮尺)

第 4 条 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

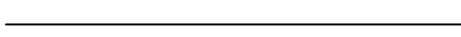
第 5 条 図面等に表示する数値及び面積計算は、共通仕様書第 22 条による。

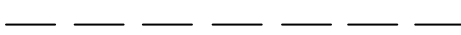
(図面表示記号)

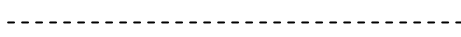
第 6 条 図面に表示する記号は、原則として、共通仕様書別表(1)建物平面図等図示記号を用いる。

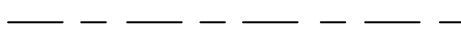
(線の種類)

第 7 条 線は、原則として、次の 4 種類とする。

実 線 

破 線 

点 線 

鎖 線 

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第 8 条 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は 3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用

数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第9条 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

別 表

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考								
配 置 図	共通仕様書第68条の規定による。	1/100 又は 1/200									
平 面 図	<p>(1) 平面図は、様式第5号の1に建物ごとに作成する。ただし、2階建の建物で1枚の用紙に作成できない場合は、様式第5号の2を使用する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="539 1422 1141 1590"> <tr> <td>室 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天 井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表(図面)を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室 名		壁		床		天 井		1/100	
室 名											
壁											
床											
天 井											
立 面 図	立面図は、様式第5号の2を使用し(以下同様の様式を使用する。)正面及び側面の2面を作成し、仕上材種の名称を記入する。	1/100									

屋根伏図	屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出及び葺材名称を記入し、屋根面積(計算過程を含む。)を記載する。	1/100	
建築設備位置図 (電気設備)	平面図を基に、電灯等の区別に設置されている位置を表示する。	1/100	
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。ただし、排水設備を同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。 (注)給水・給湯設備と同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、同一の敷地内に複数棟の建物がある場合は兼用することができる。	1/100 又は 1/200	
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、厨房(流し台等)設備及び空調(クーラー等)設備については、平面図に表示することができる。		必要に応じて作成する
写真撮影方向図	配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。	1/100 又は 1/200	